

御名 御璽

令和四年十二月七日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第三百七十三号

国民年金法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第九十三条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）の一部を次のように改正する。

3 第一項に規定する場合（法第九条第一号に該当するに至つたことによる場合及び法第八十九条第一項の規定により前納に係る期間の保険料につきその全部又は一部を納付することを要しないものとされたことによる場合を除く。以下この項において「還付発生の場合」という。）において、あらかじめ、当該被保険者が還付発生の場合には第一項の規定による還付を次の各号に掲げる口座のいずれかにおいて受けることを希望する旨の申出をしていたときは、当該者が同項の請求をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

一 法第九十二条の二の規定による承認に係る預金口座又は貯金口座
二 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項の登録に係る同法第二条第六項に規定する預貯金口座
4 前項の申出は、いつでも、将来に向かつて撤回することができる。

この政令は、令和六年一月一日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信
内閣総理大臣 岸田 文雄

最高裁判規則

○最高裁判所規則第十九号

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員
の定年に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年十二月七日

最高裁判所

裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員
の定年に関する規則等の一部を改正する規則

（裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所職員
の定年に関する規則の一部改正）

第一条 裁判官及び裁判官の秘書官以外の裁判所
職員（昭和五十九年最高裁判所規則第六号）の一部を次のように改正する。

第一条中「法」を「準用国家公務員法」に、「第
八十一条の二第一項」を「第八十一条の第六
項」に改める。

第二条を次のように改める。

（管理監督職に含まれる官職）

第二条 準用国家公務員法第八十一条の第二
項に規定する一般職の職員の給与に関する法
律（昭和二十五年法律第九十五号）第十条の
二第一項に規定する官職に準ずる官職として

最高裁判所規則で定める官職は、同法第六
条第一項に規定する行政職俸給表（一）の準用を受
ける裁判所技官のうち最高裁判所が定める官
職とする。

第二条の次に次の三条を加える。

（管理監督職から除かれる官職）

第三条 準用国家公務員法第八十一条の第二
項に規定する同条の規定を適用することが著
しく不適当と認められる官職として最高裁判

所規則で定める官職は、最高裁判所事務総長
その他最高裁判所が定める官職とする。
（年齢六十年に達する職員等に対する情報の
提供及び勤務の意思の確認の対象から除く職
員）

第四条 準用国家公務員法附則第九条に規定す
る同条の規定を適用する職員から除く職員と
して国家公務員法等の一部を改正する法律
（令和三年法律第六十一号）第一条の規定に
よる改正前の国家公務員法（以下「令和五年
旧国家公務員法」という。）第八十一条の二第
二項第三号に掲げる職員に相当する職員の内
最高裁判所規則で定める職員は、最高裁判
所事務総長その他最高裁判所が定める職員と
する。
（一般職の職員の給与に関する法律附則第九
項第二号の最高裁判所規則で定める職員）

第五条 裁判所職員臨時措置法において準用す
る一般職の職員の給与に関する法律附則第九
項第二号に規定する令和五年旧国家公務員法
第八十一条の二第二項第三号に掲げる職員に
相当する職員のうち最高裁判所規則で定める
職員は、最高裁判所事務総長その他最高裁判
所が定める職員とする。
附則を附則第一項とし、同項に見出しとして
「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加え
る。
（令和五年四月一日から令和十三年三月三十
一日までの間における令和五年旧国家公務員
法第八十一条の二第二項第三号に掲げる職員
に相当する職員の定年等）

2 準用国家公務員法附則第八条第四項の最高
裁判所規則で定める職員は、最高裁判所事務
総長とし、同項又は同条第五項の規定により
読み替えられた国家公務員法第八十一条の六
第二項本文の最高裁判所規則で定める年齢
は、六十五年とする。

（裁判所書記官等の俸給の調整に関する規則の
一部改正）

第二条 裁判所書記官等の俸給の調整に関する規
則（昭和二十七年最高裁判所規則第三号）の一
部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 前条各号に掲げる官職にある職員（次
項に掲げる職員を除く。）の俸給の調整額は、
当該職員の職務の級に応じ一般職の国家公務

員（例に準じて最高裁判所が別に定める調整
基本額にその者に係る別表の調整数欄に掲げ
る調整数を乗じて得た額とする）
2 次の各号に掲げる職員の俸給の調整額は、
前項の調整基本額にその者に係る別表の調整
数欄に掲げる調整数を乗じて得た額に、当該
各号に定める数を乗じて得た額とする。
一 裁判所職員臨時措置法において準用する
国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十
号）第六十条の二第二項に規定する定年前
再任用短時間勤務職員 裁判所職員臨時措
置法において準用する一般職の職員の勤務
時間、休暇等に関する法律（平成六年法律
第三十三号）（以下「勤務時間法」という。）
第五十二条の規定により定められたその
者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務
時間で除して得た数
二 裁判所職員臨時措置法において準用する
国家公務員法の育児休業等に関する法律（平
成三年法律第九十九号）（以下「育児休業法」
という。）第十三条第一項に規定する育児短
時間勤務職員及び育児休業法第二十二條の
規定による短時間勤務をしている職員 育
児休業法第十七条（育児休業法第二十二條
において準用する場合を含む。）の規定によ
り読み替えられた勤務時間法第五條第一項
ただし書の規定により定められたその者の
勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で
除して得た数
三 育児休業法第二十三條第二項に規定する
任期付短時間勤務職員 育児休業法第二十
五條の規定により読み替えられた勤務時間
法第五條第一項ただし書の規定により定め
られたその者の勤務時間を同項本文に規定
する勤務時間で除して得た数
3 第一条第一号又は第四号に掲げる官職にあ
る職員で最高裁判所が指定するものに対する
前二項の規定の適用については、調整数を二
とする。
4 前三項の規定により算定した俸給の調整額
に一円未満の端数があるときは、その端数は、
切り捨てるものとする。